

東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会 第9回協議会報告

日時：平成31年3月18日（木）14:00～15:30

場所：東近江市役所 新館3階 313会議室

本協議会は、施設では防ぎ切れない大洪水は発生するものへと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、東近江圏域（近江八幡市・東近江市・日野町・竜王町）における洪水氾濫ならびに土砂災害による被害の軽減に資する取り組みを総合的かつ一体的に推進するための協議を行う場として設置しています。

1. 開 会

■会長代理の滋賀県流域政策局寺田局長のあいさつ

平成30年7月の西日本豪雨はたくさんの教訓を残しました。岡山県倉敷市の真備町では、ハザードマップで想定された浸水区域内に実際に浸水が発生し、避難情報が発令されたにもかかわらず、住民の皆様は避難行動に直接結びつくことができませんでした。行政が発令する避難情報やハザードマップの土地リスク情報が十分に理解されず、災害発生時の切迫感が伝わってなかったことが、課題に挙げられています。



平成31年1月には、この豪雨災害を踏まえて水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画が策定されました。これまでの取組をさらに充実・加速させることに加え、人的被害のみならず、経済被害を軽減するために多くの被災の事前の備えと連携の強化、災害時に実際に行動する主体である住民の取組の強化、複合的な災害への対策強化などが盛り込まれています。

この協議会では平成30年度の取り組み報告等を踏まえ、情報共有や意見交換することにより東近江圏域における水害に強い地域づくりに結びつくことを期待しています。

2. 議 事

(1)協議会規約の改正

上流に位置するダムを管理している滋賀県東近江農業農村振興事務所の事務局長を新たに協議会に加える規約(案)の説明を行い承認されました。

(2)「水防災意識社会再構築ビジョン」等に基づく東近江圏域の取組方針について

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく東近江圏域の取組について、改定された緊急行動計画に基づく東近江圏域の取組方針(案)を説明し承認されました。

■質疑応答・意見交換（主な意見）

- ・タイムラインについて、台風が滋賀県にどの程度接近し、風速や雨量、気圧の関係など、その都度、対象となる台風に合わせてタイムラインであるか、それとも、どの台風にも適用できる概括的なタイムラインであるか。タイムラインに関する認識を統一する必要がある。
→取組方針に記載しているタイムラインの概念は、どの台風にも適用できる概括的なタイムラインである。
- ・地域防災計画とタイムラインの関係性を明確にする必要がある。

→タイムラインは地域防災計画が根底にある。

→タイムラインは水位に達する前の関係機関の事前準備をするかまとめたものである。

(3)2018年度の各市町の取組報告と2019年度取組説明

各市町の担当者から、2018年度と2019年度の活動内容と取組方針の報告していただきました。

■質疑応答・意見交換（主な意見）

- ・ダム放流情報のホットラインはいつから開始されるか。
→2019年6月の出水期までを目処に体系の確立を検討している。

(4)要配慮者利用施設における避難確保計画について(資料4)

近江八幡市のグループホーム1箇所をモデル施設として、避難確保計画の作成に関する取組を進めています。課題は以下の通りでした。

- ・福祉避難所として位置づけられているが、浸水リスクがあるため状況によっては福祉避難所の開設が難しい場合がある。
- ・どの規模のリスクを対象とすべきか判断が難しい。

地域防災計画への位置づけ状況について、平成31年3月4日現在の2市2町の地域防災計画への位置づけ等の状況は、来年度中には全ての市町において地域防災計画への要配慮者施設の位置づけが完了する予定となっています。

■質疑応答・意見交換（主な意見）

- ・地域防災計画や避難確保計画の作成が確実に実施できるよう、サポートできる体制を整備していただきたい。

(5)ホットラインの運用について(資料5)

■水害に関するホットラインについての説明

平成29年6月より運用を開始し、平成30年度も出水期前に各市町長と土木事務所長が意見交換を行っている。そのときに、河川管理者が使用している河川水位に着目したタイムラインについて共有させていただいた。

ホットラインの主な内容は、現状到達水位、予想到達水位情報、その時点で判明している河川の損壊箇所や浸水発生等の情報となります。平成30年度は幸いにしてホットラインを運用するような水位情報はありませんでした。

■土砂災害に関するホットラインについての説明

土砂災害警戒情報の発表には、協議で発表が決定してから10分から15分程度の時間差が生じます。ホットラインは、この時間差を埋めるために、气象台と砂防課が発表を決定した時点で、対象の市町へその旨を連絡するものです。平成30年6月に各市町長と砂防課長との連絡体制を構築し、運用を開始したところです。平成30年度の運用実績は、近江八幡市と東近江市で1回、日野町と竜王町は0回でした。

(6) その他意見交換

- 大同川の河口近くに水資源機構が管理する水門があるため、水資源機構も協議会に入っているが、必要はあるか。
→必要に応じて関係機関に参画していただく。
- 東近江市の愛知川を挟んで対岸にある愛荘町は同じ河川を共有しているが、圏域が異なる湖東土木事務所であるため、避難に関する情報の発令基準が異なることに違和感があり、調整するべきではないか。
→必要に応じて関係機関に参画していただく。また、別途、愛知川防災情報ワーキングを年2回のペースで開催し、検討を行っている。
- 避難勧告や避難指示の発令基準について、県として方針を示していただきたい。
- 治水ダムの異常洪水時防災操作は下流の疎通能力を超えた流量が流れ、その河道を必ず越えて水が広がる。操作が必要な状況となった場合、どの範囲まで、どのくらいのスピードで、どのタイミングで避難勧告や避難指示を発令するか、深く議論する必要がある。

以上